

## 新冠町住宅リフォーム助成金 交付制度のご案内



### 申請書付き

★省エネ改修工事（次世代省エネ基準が対象）

- 窓の断熱改修
- 床・壁・天井の断熱改修

★バリアフリー改修工事

- 浴室の改良
- トイレの改良
- 段差の解消など

★耐震改修工事

- 昭和56年5月31日以前に  
建設された住宅が対象
- 一般診断で総合評価1.0未満



対象物件 →

[専門家が行う住宅の評点と判定]

◎ 評点1.5以上 倒壊しない	○ 評点1.0以上 1.5未満 一応倒壊しない	△ 評点0.7以上 1.0未満 倒壊する可能性 がある	× 評点0.7未満 倒壊する可能性 が高い
-----------------------	----------------------------------	---	--------------------------------

### 目次

1. 平成27年度制度改正内容について	2
2. 助成金制度の概要について	2
3. 新冠町住宅リフォーム助成金交付制度Q&A	3
4. 工事の判断基準について	5
5. 新冠町住宅リフォーム助成交付金申請書等	7
6. 同意書	14
7. 申請時における施工業者の条件	15
8. 助成金までの流れ等	15

※申請書等は、コピー又は切り取ってご使用下さい。

また、データが必要な方は建設水道課まで申し出て下さい。

## 1. 平成27年度制度改正内容について

### ◆平成26年度から平成27年度の変更

#### 1) (助成の内容)第3条2項の中で一部追加変更

「ただし、第三者（同居している親族を除く。）に所有権を移転した住宅はこの限りでない」を追加した。

理由：住宅の自己所有者が事故・病気等で亡くなったり、何らかの理由により売却し、第3者に所有権が移動した場合に、その住宅を取得する者が新冠町住宅リフォーム助成金を所有者のニーズにあった助成が受けられる様にと制度を追加しました。

この背景には、毎年新冠町の人口がどんどん減少しているため、定住移住施策の一環として人口を増やすためのものです。

しかし、一度新冠町住宅リフォーム助成交付金を申請し交付対象としている箇所の2重申請については認められませんのでご注意願います。

その対象となる住宅の確認は、事前審査の段階で台帳を確認し、2重申請とならないよう指導することになります。

#### 2) (助成対象住宅)第4条(2)の中で新築後の年数を変更

「住宅リフォームの着手時において、新築後15年を経過していること」を「住宅リフォームの着手時において、新築後10年を経過していること」とした。

理由：町民からの問い合わせが多く、対象となる住宅の範囲を広げるものです。

新冠町内の段差解消ユニットバスの普及が平成16年程からであり、経過年数を5年変更することで70戸程度の対象住宅が増となります。

## 2. 助成金交付制度の概要について

### ◆助成金交付対象の住宅及び申請者の条件は？

#### ○助成金交付対象の住宅（規則第4条）

- 1 町内にあること。
- 2 住宅リフォームの着工時において、新築後10年を経過していること。  
但し、定住・移住促進制度の対象となる中古住宅及び社会福祉振興補助金の対象となる住宅を除く。

#### ○申請者の条件（一部規則第7条抜粋）

- 1 住民基本台帳法に基づく住民票に登録されている者。
- 2 住宅リフォームを行う住宅の所有者であり、かつ、その住宅に現に居住している者、又は、町外から移住し住宅の所有となる者。
- 3 住宅リフォームを行う住宅の所有者及び同一世帯に属する者全員が町税等を滞納していないこと。

### ◆どのような工事が対象となるのか？

○助成金対象となる工事（規則第2条（2））

- 1 省エネ改修工事 現行の省エネ基準（平成11年基準）断熱改修部分。
- 2 バリアフリー改修工事 浴室改良、トイレ改良、階段改良、段差解消、等。
- 3 耐震改修工事 昭和56年5月31日以前に着手されたものが対象で、一般診断で総合評価1.0未満の住宅。

◆施工業者に条件はあるのか？

○施工業者の条件（規則第2条（3））

- 1 新冠町内に建築業を営む事業所、営業所を持つ法人及び町内で建築業を営む個人事業者、町内給水排水設備指定店。

◆助成金はいくらもらえるのか？

○助成金の額（規則第6条）

- 1 助成金の額は、10万円以上の助成対象工事費に対して1/2とし、100万円を限度とする。但し、他の制度による助成額を除く。

◆受付期間及び工事期間はどうか？

○受付期間 平成27年5月上旬から随時受付を行います。

○工事期間 認定後、着手した日から、当該年度の2月末日までとなります。

◆申請書や完了届にどんな書類が必要なの？

○申請書に必要な書類

- 1 新冠町住宅リフォーム助成金交付申請書
- 2 住民票謄本
- 3 住宅の所有者が明らかとなる書類の写し（登記簿等）
- 4 町税納税状況確認承諾書（世帯全員の確認）
- 5 住宅リフォームの内容及び対象工事に要する費用の積算根拠が明らかとなる書類
- 6 着手前の状況を撮影した写真（寸法がわかるもの）
- 7 リフォームする住宅の位置図、各階平面図、立面図、その他必要な図面
- 8 誓約書

○完了時に必要な書類

- 1 新冠町住宅リフォーム助成金交付事業完了届
- 2 交付対象箇所施行中の写真（特に見えない部分）
- 3 交付対象箇所完了後の写真（着手前の写真と同じ方向からの写真）
- 4 住宅リフォームに係る代金の領収書の写し
- 5 その他必要な書類（性能的な部分）

◆注意事項

○申請時において既に工事着手している住宅は助成対象外です。

○新築工事は対象となりません。

○併用住宅リフォームの場合は、専用住宅部分のみが対象となります。

○増築工事の含めたりリフォームの場合は、増築工事以外の部分が対象となります。

○新冠町住宅リフォーム助成交付金申請をしている住宅については、注意が必要です。

- ・所有者が変更しても住宅リフォームしている箇所の重複申請は、認められません。
- ・重複していない箇所の申請は、認められます。

## 2. 新冠町住宅リフォーム助成金交付制度 Q & A

### ○対象となる住宅に関すること

Q 1. 町内の方が中古住宅を購入する場合は対象となりますか。

答：町内在住の方が中古住宅を購入した場合は、定住・移住促進制度の対象となるため対象となります。引越しの助成制度もありますので企画課まで連絡下さい。

また、個人専用住宅をリフォームする場合は、建設後10年の経過が必要となりますので、計画段階で確認して下さい。

Q 2. 子が親の住んでいる親名義の住宅を工事する場合は対象となりますか。

答：住宅の所有者が申請する場合は対象となります。(申請者と住宅の名義人が同じ) このケースで別居の子が工事契約される場合は対象となりません。

Q 3. 夫婦所有で共有名義の住宅の場合、申請者はどちらか1名だけでよいですか。

答：この場合は、工事の契約者(代金の支払者)が申込して下さい。住宅の所有又は居住が条件となります。なお、申請者には、他共有者の同意書の添付が必要です。

また、助成金の申請は、同一住宅及び同一人につき1回限りです。

Q 4. 一軒家の賃貸住宅は対象となりますか。

答：対象となりません。住宅リフォームを行う専用住宅が対象となります。

Q 5. 店舗併用住宅は対象となりますか。

答：対象となりますが、店舗部分は対象となりません。専用住宅部分のみが対象です。

Q 6. 寮や社宅は対象となりますか。

答：対象となりません。住宅リフォームを行う個人専用の住宅が対象です。

Q 7. グループホームや高齢者専用賃貸住宅は対象となりますか。

答：対象となりません。住宅リフォームを行う個人専用の住宅が対象です。

Q 8. 町外の方が新冠の中古住宅を購入した場合は対象となりますか。

答：対象となります。なお、この対象者は、定住・移住制度の対象にもなりますので企画課に問合せ願います。

Q 9. 介護保険制度の認定者が家族にいて、社会資本振興補助金の制度を活用して住宅リフォームを計画していますが併せて対象となりますか。

答：併せて対象となります。それぞれ制度の内容が違いますので、保健福祉課又は建設水道課に問合せ願います。

Q 10. 耐震改修工事を考えていますが、対象工事の内容を教えてください。

答：昭和56年5月31日以前に建設されたものが対象で、一般診断で総合評価1.0未満が対象です。また、対象部分は、補強工事に係る全ての工事が対象です。

Q 11. 一度住宅リフォーム申請している住宅を購入することになりましたが、再度住宅リフォームの申請は可能ですか。

答：住宅リフォーム交付金申請は可能です。ただし、注意が必要です。

最初の所有者が住宅リフォーム申請した箇所を改修する場合は、対象外となります。  
(2重の申請は、認めません。)

最初の所有者が住宅リフォーム申請した箇所以外は、交付対象となります。  
対象住宅については、事前審査の段階で台帳確認します。

### ○工事内容や基準に関すること。

Q 1 2. 助成金申請後の工事内容の変更は可能ですか。

答：工事内容の変更は可能です。対象項目が変わった場合は、変更届を出していただくことになります。但し、交付決定した補助金の増額変更はできません。

Q 1 3. ウォシュレット等の洗浄便座の設置は、対象となりますか。

答：洗浄便座のみでは対象外。便器と一体の場合は、対象となります。

Q 1 4. 段差解消や手すりの設置、通路の拡幅は屋外（敷地内）も対象となりますか。

答：屋外部分は対象となりません。室内のみが対象です。

Q 1 5. 現行の次世代省エネ基準への適合判定方法は？

答：申請時の図面等に建具の製品名や断熱材の種類、厚さ等を記載していただきます。建具や断熱材の性能、厚さ等は工事の判断基準表をご確認下さい。また、工事完了時には、工事中の写真を含む断熱材の種類厚さ等がわかる写真の添付が必要となります。

Q 1 6. 一部居室の窓が既に省エネ基準に適合済みで、残る窓のみを改修する場合は対象となりますか。

答：対象となります。平面図に記号を付けて建具表が必要となります。

Q 1 7. 外壁の断熱改修は1面だけでも対象となりますか。

答：対象となりません。該当する部位全体を改修する場合は対象となります。

Q 1 8. 断熱材の種類と厚さの定めはあるのですか？

答：現行の省エネ基準で定められておりますので、各部位ごとに仕様と厚さを確認の上、設定して下さい。

Q 1 9. 居間のみ段差解消は助成の対象となりますか？

答：対象となります。床仕上げの改修を行うものとなります。

Q 2 0. 屋外の手すり設置は対象となりますか？

答：対象となりません。室内に限ります。

### ○助成申請に関すること。

Q 2 1. 助成金の申請期限はありますか？

答：平成27年度は、随時申請受付します。但し、工事完了を当該年度の2月末日と定めておりますので工事期間についてご注意願います。

Q 2 2. 工事完了届の提出期限や助成金の請求期限はありますか？

答：工事完了届は、完了後速やかに、助成金の請求は、当該年度内（3月31日まで）となります。

Q 2 3. 1つの住宅について、別の年度に再度助成を受けることは可能ですか？

答：同一住宅及び同一人につき1回限りとなっております。ただし、第三者（同居している親族を除く。）に所有権が移転した住宅は対象となりますが、注意が必要です。

- ・所有者が変更しても住宅リフォームしている箇所の重複申請は、認められません。
- ・重複していない箇所の申請は、認められます。

Q 2 4. 法人の申請は可能ですか？

答：法人の申請は受け付けられません。



○助成金等との併用に関すること。

Q 2 5. 税制優遇との併用は可能ですか？

答：税制優遇の条件に合う場合は、併用可能です。

Q 2 6. 介護保険制度との併用は可能ですか？

答：同一工事種別については併用出来ません。但し、工事が明確に区別できる場合は併用可能です。

Q 2 7. 国の住宅エコポイント制度との併用は可能ですか？

答：平成27年度は、同一の工事箇所については併用できません。但し、対象外部分で工事箇所が明確に区分できる場合は可能です。

3. 工事の判断基準について

◆窓改修工事の判断基準

現行の省エネ基準(平成11年度基準)に適合する建具とガラスの組み合わせ例は下記の通りです。

熱貫流率※1基準値(W/m<sup>2</sup>·K)  
H11基準:2.33(新冠町)

建 具		代表的なガラスの種別
種類	材質	
一重サッシ	木製又はプラスチック製	低放射複層ガラス(ガス入り) 空気層12mm
		低放射複層ガラス 空気層12mm
		三層ガラス 空気層(12mm+12mm)
	金属製とプラスチック製(若しくは木製)の複合構造	低放射複層ガラス 空気層12mm
三層ガラス 空気層(12mm+12mm)		
二重サッシ	建具の一方が木製又はプラスチック製 問わない ※3 (枠中間部熱遮断構造 ※2)	単板ガラス+普通複層ガラス 空気層12mm
	問わない ※3	単板ガラス+低放射複層ガラス 空気層12mm
三重サッシ	問わない ※3	単板ガラス+単板ガラス+単板ガラス

※1 熱貫流率とは、熱の伝えやすさを表わす数値で、室内外の空気温度に1度の差があるとき、1時間内に壁1㎡を通過する熱量のことです。数値が小さいほど性能が良いことになります。

※2 アルミサッシ等+アルミサッシ等で、枠中間部が熱遮断構造となっている窓。

※3 アルミサッシ等。

# ◆断熱改修工事の判断基準

## ◆断熱改修工事の判断基準

充填断熱と付加断熱(外張断熱)を併用する場合は、外張断熱の熱抵抗値を充填断熱の熱抵抗値に加えたうえで、充填断熱の熱抵抗値とみなして評価できる。

住宅の種類	断熱材の施工法	部位	断熱材の熱抵抗値【単位:(m <sup>2</sup> ・k/W)】 熱抵抗値 =厚さ÷熱伝導率 ※熱抵抗値を計算する際は、厚さの単位をmに換算すること(1m=1000mm)以上	記号										
				A-1	A-2	B	C	D	E	F				
			熱伝導率【単位:W/(m <sup>2</sup> ・k)】	0.052~0.051	0.050~0.046	0.045~0.041	0.040~0.035	0.034~0.029	0.028~0.023	0.022以下				
			吹込み用グラスウール	GW-1(施工密度13k)GW-2(施工密度18k)			30k相当 35k相当							
				タタミボード										
				A級インシュレーションボード(8mm)										
				シーリングボード(9mm)										
			住宅用グラスウール		10k相当	16k相当 20k相当	24k相当 32k相当							
			吹込み用ロックウール		25k		65k相当							
			A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板			保温板4号	1号 2号 3号	特号						
			高性能グラスウール				16k相当 24k相当 32k相当	40k相当 48k相当						
			住宅用ロックウール				マット、フェルト、ボード							
			A種押出法ポリスチレンフォーム保温板				1種	2種	3種					
			建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム				A種3	A種1 A種2						
			A種ポリエチレンフォーム保温			1種1号 2号	2種	3種						
			A種硬質ウレタンフォーム保温板					1種	2種1号 2種2号 2種3号 2種4号					
			吹込み用セルローズファイバー				25k、45k 55k							
			A種フェノールフォーム保温板				2種1号 3種1号 3種2号	2種2号	2種3号	1種1号 1種2号				
木造	充填断熱工法	屋根	6.6		345	330	300	265	225	185	150			
		天井	5.7		300	285	260	230	195	160	130			
		壁	3.3		175	165	150	135	115	95	75			
		床	外気に接する部分	5.2		275	260	235	210	180	150	115		
			その他の部分	3.3		175	165	150	135	115	95	75		
		土間床等の外周部	外気に接する部分	3.5		185	175	160	140	120	100	80		
			その他の部分	1.2		65	60	55	50	45	35	30		
		枠組壁工法	充填断熱工法	屋根	6.6		345	330	300	265	225	185	150	
				天井	5.7		300	285	260	230	195	160	130	
				壁	3.6		275	260	235	210	180	150	115	
床	外気に接する部分			4.2		175	165	150	135	115	95	75		
	その他の部分			3.1		275	260	235	210	180	150	115		
土間床等の外周部	外気に接する部分			3.5		175	165	150	135	115	95	75		
	その他の部分			1.2		275	260	235	210	180	150	115		
木造、枠組工法又は鉄骨造	外張断熱工法又は内張断熱工法			屋根又は天井	5.7		175	165	150	135	115	95	75	
				壁	2.9		275	260	235	210	180	150	115	
				床	外気に接する部分	3.8		175	165	150	135	115	95	75
		その他の部分	1.2			185	175	160	140	120	100	80		
		土間床等の外周部	外気に接する部分	3.5		65	60	55	50	45	35	30		
			その他の部分	1.2		275	260	235	210	180	150	115		
		鉄筋コンクリート造	内断熱工法	屋根又は天井	3.6		300	285	260	230	195	160	130	
				壁	2.3		155	145	135	120	100	85	65	
				床	外気に接する部分	3.2		200	190	175	155	130	110	85
					その他の部分	2.2		185	175	160	140	120	100	80
土間床等の外周部	外気に接する部分			1.7		65	60	55	50	45	35	30		
その他の部分	0.5			300	285	260	230	195	160	130				
外断熱工法	屋根又は天井		5.7		300	285	260	230	195	160	130			
	壁		2.9		155	145	135	120	100	85	65			
	床		外気に接する部分	3.8		300	285	260	230	195	160	130		
			その他の部分	1.2		185	175	160	140	120	100	80		
	土間床等の外周部	外気に接する部分	3.5		65	60	55	50	45	35	30			
その他の部分	1.2		275	260	235	210	180	150	115					

断熱材の厚さ【単位:mm】

#### 4. 新冠町住宅リフォーム助成金交付申請書等（様式）

別記第1号様式（第8条関係）

### 新冠町住宅リフォーム助成金交付申請書

平成 年 月 日

新冠町長

様

住 所

申請者

ふりがな  
氏 名

印

（電話 \_\_\_\_\_）

新冠町住宅リフォーム助成金交付規則第8条第1項の規定により、助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

#### 記

##### 1. 住宅リフォームを行う住宅

(1) 住宅の所在地 新冠町字 \_\_\_\_\_

(2) 住宅の所有者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

##### 2. 住宅リフォームの施工業者

(1) 住 所 新冠町字 \_\_\_\_\_

(2) 業者名 \_\_\_\_\_

##### 3. 住宅リフォームの概要（省エネ・バリアフリー・耐震・その他）いずれかに○

別紙のとおり

4. 住宅リフォームに要する費用 金 \_\_\_\_\_ 円

5. 工事予定 (着 手) 平成 年 月 日

(完 了) 平成 年 月 日

6. 助成金交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

#### 【添付書類】

1 住民票謄本

2 住宅リフォームを行う住宅の所有者が明らかとなる書類の写し

3 住宅の建設年月が明らかとなる書類の写し

4 町税納税状況確認承諾書

5 住宅のリフォームの内容及び工事に要する費用の積算根拠が明らかとなる書類

6 着工前の状況を撮影した写真

7 リフォームする住宅の位置図、各階平面図、立面図、その他必要な図面

## 町税納税状況確認承諾書

平成 年 月 日

新冠町長 小 竹 國 昭 様

氏名 \_\_\_\_\_ 印

新冠町住宅リフォーム助成金交付事業の利用申請に際し、納税証明書の提出を省略したく、新冠町税の滞納に対する制限措置に関する条例第6条第2項に規定する者に係る町税納税状況を町担当職員が確認することを承諾します。

財	完 納	滞 納	誓約書
務	印	印	印
課			

## 新冠町住宅リフォーム助成金交付事業変更承認申請書

平成 年 月 日

新冠町長 様

住 所  
申請者

ふりがな  
氏 名

印

（電話 ）」

平成 年 月 日付け新建水号で助成金の交付の決定を受けた住宅リフォームについて、その内容を変更したいので、新冠町住宅リフォーム助成金交付規則第10条第2項の規定により、次のとおり申請します。

記

変更の内容及び変更の理由

### 【注意事項】

- 1 変更内容及び変更の理由については、できるだけ詳しく記載すること。
- 2 住宅リフォームの内容及び住宅リフォームに要する費用の変更の場合は、変更後の内容及び積算基礎が明らかとなるような書類を添付すること。

別記様式第5号（第10条関係）

## 新冠町住宅リフォーム助成金交付事業中止・廃止承認申請書

平成 年 月 日

新冠町長 様

住 所  
申請者

ふりがな  
氏 名

印

（電話 ）

平成 年 月 日付け新建水号で助成金の交付の決定を受けた住宅リフォームについて、その事業を中止・廃止したいので、新冠町住宅リフォーム助成金交付規則第10条第3項の規定により、次のとおり申請します。

記

中止・廃止の理由

## 新冠町住宅リフォーム助成金交付事業着手届

平成 年 月 日

新冠町長 様

住 所  
申請者

ふりがな  
氏 名

印

（電話

）

平成 年 月 日付け新建水号で助成金の交付の決定を受けた住宅リフォームに着手したので、新冠町住宅リフォーム助成金交付金規則第12条第1項の規定により、次のとおり届け出します。

### 記

1. 助成事業着手年月日 平成 年 月 日

2. 助成事業完了予定年月日 平成 年 月 日

3. 添付書類

① 住宅リフォームに係る契約書又は請書の写し。

## 新冠町住宅リフォーム助成金交付事業完了届

平成 年 月 日

新冠町長 様

住 所  
申請者

ふりがな  
氏 名

印

（電話

）

平成 年 月 日付け新建水号で助成金の交付の決定を受けた住宅リフォームを完了したので、新冠町住宅リフォーム助成金交付規則第14条第1項の規定により、次のとおり届け出します。

### 記

1. 助成事業完了年月日 平成 年 月 日

### 2. 添付書類

① 助成事業の施工中の写真

② 助成事業の完了後の写真

③ 住宅リフォームに係る代金の領収書の写し

④ その他必要な書類

（

）

## 新冠町住宅リフォーム助成金請求書

平成 年 月 日

新冠町長 様

住 所  
申請者  
氏 名 印  
(電話 )

平成 年 月 日付け新建水号で助成金の確定通知を受けた住宅リフォーム助成事業に係る助成金について、次のとおり請求します。

### 記

1. 助成金請求額 金 円

2. 助成金の交付方法

振 込 先	金融機関名 ( ) ( 支店 )			
	預金種目	(普通・当座・貯蓄・その他)	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			

5. 建物が共有名義となっている場合の同意書

(申請者氏名) \_\_\_\_\_様

# 同 意 書

下記建物の工事を行うこと、及び新冠町住宅リフォーム助成金交付の申請をすることに同意します。

建物の所在地（登記上） \_\_\_\_\_

家屋番号 \_\_\_\_\_

工事の内容

どれかに○をして下さい。

- ・省エネ改修工事
- ・バリアフリー改修工事
- ・耐震改修工事

平成 年 月 日

(共有者の住所) \_\_\_\_\_

(共有者の氏名) \_\_\_\_\_印

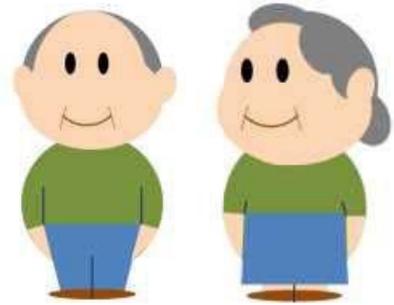
6. 申請時における施工業者の条件について

◆町内の建設業者が対象

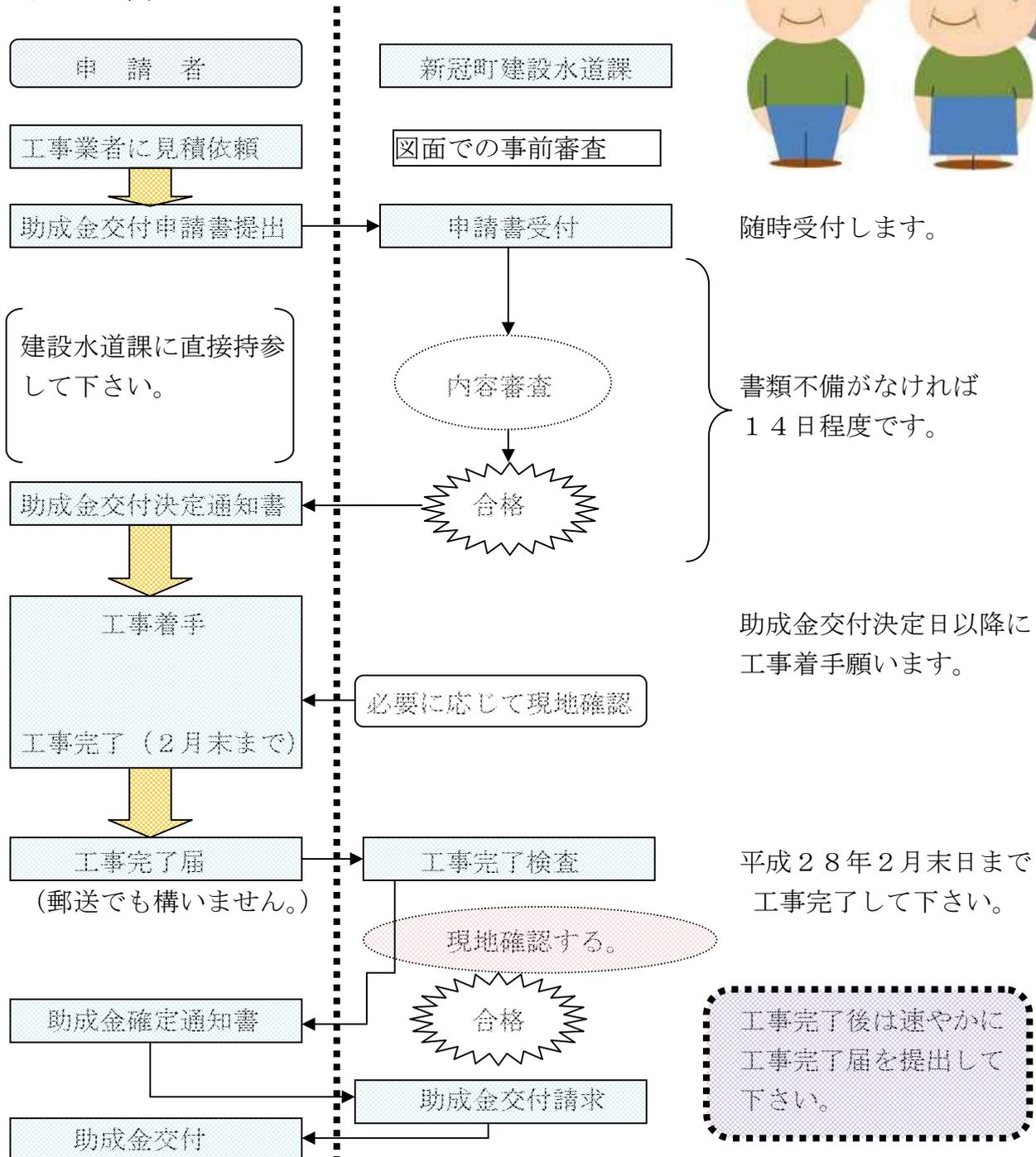
条件：新冠町内に建築業を営む事業所、営業所を持つ法人及び町内で建築業を営業する個人事業者、町内給水排水設備指定店が対象となります。

7. 助成金交付までの流れについて

◆フロー図



随時受付します。



お問い合わせ・ご相談は 新冠町役場 建設水道課 建設・管理グループ

〒059-2492 新冠郡新冠町字北星町3番地2号

TEL 0146-47-2518 FAX 0146-47-2600 アドレス niikappukensetu@air.ocn.ne.jp